



小田 新紀 議員
(拓政会)



2月4日、記録的な大雪が降り、住宅街や団地内道路等で、安全が十分に確保できない状況が続いた。そうした中で近隣市町に先駆けて小中学校を再開したが、児童生徒や教職員が「安全に登下校できない」「車が出せず出勤や送迎ができない」等の問題が多く発生。また、保護者向け文書の文言等、大きな懸念・不安を招いた。

町の組織体制そのものに懸念すべき課題があると感じる。

また、5日以降は、出勤できなかった教職員に対して「災害事故休暇」を適用せず、後日になってから「有給休暇」の取得を求めた点も今後の検討が必要である。

学校が安全安心であり、教職員にとつては働きがいのある場であるよう、以下について伺う。

(1)災害時などの休校・再開の判断体制は。

(2)教職員の災害事故休暇の判断基準は。

問 学校教育における悪天候や災害時などの対応について

答 登校・勤務ともに、災害時は的確な情報を基に適切な判断を行う

教育長

(1)学校登校日に大雪が予想される場合、帯広測候所の気象情報等を基に児童生徒の登下校の可否を判断する。教育委員会は除雪車の出勤状況、スクールバス運行の可否を情報収集し、学校長が収集した情報とを共有しながら、児童生徒の登下校の可否について双方で確認し、学校長が臨時休校等を判断しており、学校から保護者にマチコミメールで周知している。災害時も同様に情報を共有し、登校可否を判断する。今後も児童生徒の安全な通学を優先し、必要な情報を学校側と共有を図りながら、適切な対応を行う。



3月28日の道教委通知では、教員の長時間勤務を改善するには、持ち帰り業務や休日勤務、休憩時間等の実態を正確に把握し、業務改善に活かすことが重要とされている。本町の教職員の働き方改革をさらに進めるため、以下を伺う。

問 教職員の勤務実態調査と働き方改革について
答 実態を踏まえた業務改善と、研修機会の充実を図る

も考慮し、出勤が社会通念上不合理な場合に認められる。災害事故休暇の適用は、各災害の状況を判断した上で行うため、事前の基準設定は難しく、今後も状況を把握して適切な判断を行う。

教育長

(1)本町の教職員勤怠管理は、令和2年5月に導入した「出退勤管理システム」により管理を行っており、校務用パソコンで出勤の操作を行い、在校等時間を計測しているが、休憩時間や持ち帰り業務の時間は把握しておらず、土日の部活動指導時間は引率業務に係る活動記録で把握している。これらのデータを基に、教職員の健康維持と一部の教職員への業務の偏りを防ぎつつ、業務の平準化と効率化に取り組んでいる。

(2)在宅勤務については、北海道教育委員会は「道立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、校務運営に支障がない範囲での在宅勤務を可能とした。これを受け、本町では「幕別町立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、昨年末の冬季休業期間から運用しており、今後も実施要領に基づき、適切に対応していく。教職員研修については、教育公務員特例法に基づき、北海道教育委員会が研修旅費を学校に配分しており、よりよい教育活動につながる学びを目指してICT活用等の研修に参加している。教職員の資質向上を目的として、今後も教育関係団体等と連携しながら学びの機会を確保していく。